資料１

ホットライン運用ガイドライン（案）

平成 18 年５月 25 日策定
平成 20 年３月 21 日一改定
平成 21 年３月 31 日二改定
平成 22 年３月 31 日三改定
平成 23 年３月 31 日四改定
平成 24 年３月 30 日五改定
平成 24 年７月１日六改定
平成 25 年４月１日七改定
平成 26 年４月１日八改定
平成 26 年８月１日九改定
平成 26 年 10 月 23 日十改定
平成 27 年４月１日十一改定
平成 28 年３月 10 日十二改定
平成 29 年８月 23 日十三改定
平成 30 年１月 22 日十四改定
令和５年２月 15 日十五改定
令和５年９月 29 日十六改定
令和７年２月 28 日十七改定
令和７年●月●日十八改定

目次

第 1. 本ガイドラインの目的 1
1. ホットラインセンターについて 1
(1) ホットラインセンター設置の背景 1
(2) 運用変更に係る経緯 1
(3) ホットラインセンターにおける対応（役割） 3
2. 本ガイドラインの目的 4

第 2. ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼 5
1. 違法情報に関する対応依頼 5
2. 対象有害情報に関する対応依頼 5
3. 用語の説明 5

第 3. プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼 7
1. 総論 7
(1) 日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等に係る情報 7
(2) 日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等に係る情報 7
(3) 適切な判断の確保 8
2. 対象とする違法情報の範囲 8
3. 違法情報該当性の判断基準 9
(1) 判断の対象 9
(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準 10
4. 違法情報該当性の判断手続 22
5. 送信防止措置等依頼手続 22
(1) 依頼の相手方 22
(2) 依頼方法 22
(3) 依頼文書の内容 22
(4) 書式 23

第 4. プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対象有害情報に関する対応依頼 24
1. 総論 24
(1) 依頼内容 24
(2) 対象有害情報に関する対応依頼の位置付け 24
(3) 適切な判断の確保 24
2. 対象有害情報の範囲 24
3. 対象有害情報該当性を判断する上での判断基準 25
4. 対象有害情報該当性の判断手続 28

5. 対応の依頼手続.....28
(1) 依頼の相手方.....28
(2) 依頼方法.....28
(3) 依頼文書の内容.....28
(4) 書式.....28
第 5. 本ガイドラインの見直し等.....29
第 6. プロバイダ及びウェブサイト等の管理者による対応が任意であること.....36
＜参考書式１＞.....37
＜参考書式２＞.....38
＜参考書式３＞.....39
＜関係条文＞.....40
（刑法）.....40
（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）.....43
（売春防止法）.....44
（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）.....44
（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律）.....45
（覚醒剤取締法）.....45
（麻薬及び向精神薬取締法）.....47
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）.....48
（犯罪による収益の移転防止に関する法律）.....52
（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律）.....53
（不正アクセス行為の禁止等に関する法律）.....55
（貸金業法）.....57
（銃砲刀剣類所持等取締法）.....59
（爆発物取締罰則）.....62
（武器等製造法）.....63
（臓器の移植に関する法律）.....64
（ストーカー行為等の規制等に関する法律）.....64
（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）.....66
（職業安定法）.....67
（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）.....67
（ギャンブル等依存症対策基本法）.....68

第1.本ガイドラインの目的

1.　ホットラインセンターについて

(1)　ホットラインセンター設置の背景

近年、インターネット上における児童ポルノや規制薬物の広告等の違法情報や、犯罪その他の違法行為を引き起こす原因となるなど公共の安全や秩序に対する危険を生じさせる有害情報の流通が社会問題となっている。

これらの違法・有害情報に対しては、警察においてサイバーパトロールを実施して違法情報の発信者の取締り等を行っているほか、受信側による情報のフィルタリング[1]等の対応、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者による違法・有害情報に対する送信防止措置[2]等の対応が行われている。

しかしながら、インターネット上には膨大な量の情報が日々新たに流通していることに加え、海外に設置されたサーバに蔵置されているものがあるほか、コンテンツ自体のコピー、改ざん、削除等が容易であるなどの特性も有しているため、これらの違法・有害情報への対応をより一層推進するに当たっては、広くインターネット利用者の協力を得て違法・有害情報に関する情報を収集することが効果的である。

一方で、協力を求められる利用者の立場からすれば、違法情報を警察に通報する際には氏名等を明らかにする必要があることなどから通報に消極的になることも想定される。

また、有害情報については、関係機関が対応しているものの、適切な機関を選択することが難しい場合があるなどの問題点もある。

このような状況の下、インターネット上の違法・有害情報への対応を効果的かつ効率的に推進していくためには、広くインターネット利用者から違法・有害情報に関する情報提供を受け付け、一定の基準に従って情報を選別した上で、警察への情報提供、ウェブサイト等の管理者への対応依頼等を行う団体を設けることが重要であることから、インターネット・ホットラインセンター（以下「ホットラインセンター」という。）を設置することとし、平成 18 年６月から運営を開始したものである。

(2)　運用変更に係る経緯

ア　官民の役割分担

平成 24 年度行政事業レビューの公開プロセスにおいて、インターネット・ホットライン事業については、「民間による費用負担について、業界団体等と協議すべき」、「一連の業務を官民一体となって運営する方向に舵を取るべき」等の意見が出され、「抜本的改善」の評価を受けた。

---

1 インターネット上のウェブサイトを一定の基準で評価判別し、選択的に排除等する機能をいう。

2 サーバに蔵置された情報自体の削除や、サーバに蔵置された情報を読み出せないようにする措置等をいう。

これを受けた平成24年度総合セキュリティ会議において、ホットラインセンターの民間費用負担の在り方について検討し、「民間も違法・有害情報対策に一定の責任を果たすべきである」「違法情報の警察への通報が適切に確保されることは、警察にとって重要である」との結論に至った。

これを受け、平成25年11月に、ホットラインセンターとは別に、民間事業者によるホットラインが開設された。

しかしながら、平成27年11月27日に開催された第20回行政改革推進会議において、「民間事業者が運営するホットラインが受理した通報件数は、ホットラインセンターが受理した通報件数の約1.8%に留まっており（平成26年中）、実質的に業務の分担がなされているとは言い難い」、「両者の業務内容には重複があり、役割分担が必ずしも明確でない」、「可能な限り速やかに、民間事業者との役割分担の考え方を含む今後の業務計画（移行計画）を策定し、官民の役割分担を明確にすべき」などの指摘がなされた。

以上を総合的に鑑み、これまで警察庁においては、違法・有害情報を対象としてインターネット・ホットライン事業を委託してきたが、平成28年度からは国の委託の範囲を「通報の受理」及び「違法情報の処理」とするとともに、有害情報については民間による自主的対応を求め、官民の役割分担を明確化して事業を実施することとした。

イ　自殺誘引等情報の追加

平成29年10月に発覚した神奈川県座間市における死体遺棄被疑事件を受け、同年11月に開催された「座間市における事件の再発防止に関する関係　閣僚会議」において、自殺に関する不適切なサイトや書き込みへの対策の強化が求められたことから、有害情報のうち、人を自殺に誘引等する情報については、国の委託の範囲とすることとした。

ウ　重要犯罪密接関連情報[3]の追加

令和４年７月、銃器様の物を使用して元内閣総理大臣が殺害されるという重大事案が発生し、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪と密接に関連する有害情報（以下「重要犯罪密接関連情報」という。）への対策強化が求められたことから、重要犯罪密接関連情報について、国の委託の範囲とすることとした。

エ　犯罪実行者募集情報の追加

近年、インターネット上において、「闇バイト」、「裏バイト」等と表記したり、仕事の内容を明らかにせずに著しく高額な報酬の支払を示唆したりして犯罪の実行者を募集するＳＮＳ上の投稿や当該投稿に関する情報が見られており、これに応募した者らにより実際に犯罪が敢行され、中には凶悪事件に発展する事例も出ていることを受け、令和５年３月に開催された「犯

[3] 重要犯罪密接関連情報とは、インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。）又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連しているものをいう。

罪対策閣僚会議」において、「ＳＮＳで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が決定し、この種情報の排除に向けた更なる対策を推進することが掲げられたことから、著しく高額な報酬の支払を示唆して行う犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等する情報（以下「犯罪実行者募集情報」という。）については、国の委託の範囲とすることとした。

なお、犯罪実行者募集情報は、強盗等の重要犯罪又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪（特殊詐欺等）と密接に関連していることから、重要犯罪密接関連情報の一類型として整理していたところ、令和６年 12 月に開催された「犯罪対策閣僚会議」において決定した「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」に基づき、違法情報（職業安定法違反等）の類型とした。

(3) ホットラインセンターにおける対応（役割）

ホットラインセンターにおいては、インターネット利用者から受け付けた情報について、主として次のような対応を行うものとする。

ア　警察への情報提供

インターネット上における流通が刑罰法規に違反する疑いがあるとホットラインセンターが判断する情報、特定の犯罪に関連する情報（禁制品の販売に関する情報等）その他の犯罪関連情報、自殺関連情報等について、犯罪捜査、犯罪予防、人命保護等に資するために警察に情報提供する。[4]

イ　プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼

違法情報のうち一定の範囲の情報について、日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対しては、送信防止措置等の対応を、日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対しては、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。

また、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報（以下「対象有害情報」という。）について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対してそれぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。

ウ　関係機関等への情報提供

ホットラインセンターにおいて集積した情報のうち、他の機関・団体において処理することが適当な通報については、警察庁の承認を得た上で専門的な対応を行っている関係機関・団体に対して情報提供するものとする。

エ　フィルタリング事業者に対する情報提供

4 警察へ通報する情報の範囲と、ウェブサイト等の管理者への対応を依頼する情報の範囲は異なる。

受信側の情報に対するフィルタリングによる違法・有害情報対策に資するため、ホットラインセンターにおいて集積した情報について、定期的にフィルタリング事業者に対し情報提供することが考えられる。[5]

2. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、ホットラインセンターが、インターネット利用者から受け付けた違法情報及び対象有害情報に対して行う対応のうち、前記１(3)イに記載する「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対応依頼」に関し、対象とする情報の範囲、違法情報及び対象有害情報該当性等の判断に関する基準、送信防止措置等の依頼手続等について整理し、運用の指針とすることを目的とする。[6]

---

[5] インターネット上には青少年の健全育成を害する情報（青少年にのみ有害なものに限る。以下同じ。）も流通しており、ホットラインセンターにこの種の情報に関する通報がなされることが想定されるところである。インターネット上の青少年の健全育成を害する情報については、一律に削除等の対応を行うことよりも、むしろ、青少年の発達段階に応じたアクセスコントロールがなされることが必要であり、その手段としてはフィルタリングが有効である。

[6] 本ガイドラインは、ホットラインセンターから警察への通報に関する基準等を規定するものではない。

第2.ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する依頼

1. 違法情報に関する対応依頼

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができる情報が日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等に係るものである場合、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。

また、当該情報が日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等に係るものである場合、国によっては、当該情報の掲載が法令違反と判断されない場合があるが、例えば、当該情報が日本語で記載されていたり、具体的な内容から、日本国内のインターネット利用者を対象に発信されていると認められるような場合においては、日本国内では違法情報となることを前提として、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、原則として、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。

2. 対象有害情報に関する対応依頼

対象有害情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報については、法令に違反するものではないことから、対象有害情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。

ホットラインセンターから対象有害情報に関する対応を依頼する相手方は、日本国内、国外の別を問わない。

3. 用語の説明

① プロバイダ

インターネット接続サービスを提供するインターネットサービスプロバイダ[7]をいう。

② ウェブサイト

電子掲示板、ブログ、アップローダー、スマートフォンアプリ等を通じてサーバ側に掲載情報が蓄積され、インターネットを経由して不特定又は多数の者がその掲載情報を閲覧できるようにしている場所をいう。

③ サーバの管理者

---

[7] インターネットへの接続サービスの提供を行う者が、サーバのホスティング等も行っている場合であって、当該サーバの管理権限を有する場合には、当該ホスティングサービスに関しては「サーバの管理者」に分類されることになる。同様に、インターネット接続サービスの提供を行う者が、電子掲示板を運営している場合であって、当該電子掲示板の管理権限を有する場合には、当該電子掲示板サービスに関しては「電子掲示板の管理者」に分類されることになる。

ウェブサイトが蔵置されているサーバの管理権限を有する者をいう。

④　ウェブサイト等の管理者

ウェブサイトの掲載情報の管理権限を有する者及びサーバの管理者をいう。

⑤　インターネット上の流通

ウェブサイトを通じて不特定又は多数の者によって受信されることを目的とする電気通信を通じた情報の流通をいう。

⑥　違法情報

インターネット上の流通が法令に違反する情報をいう。

⑦　対象有害情報

重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報をいう。

第3.プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼

1. 総論

(1) 日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等に係る情報

ア 依頼内容

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができる情報が日本国内のプロバイダ及びウェブサイト等に係るものである場合、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して、対象情報の送信防止措置その他の適切な措置を依頼する。

イ 違法情報に関する送信防止措置等依頼の位置付け

プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能する（適切かつ迅速な対応が行われる）ためには、依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者がホットラインセンターによる違法情報該当性の判断を信頼して対象情報について送信防止措置等を行った場合に、利用者との間の契約関係の有無・内容に関わらず送信防止措置等に関する法的責任を問われないようにすることが必要である。

すなわち、裁判所によって「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者が、ホットラインセンターの判断に基づき対象情報の流通が違法であると信じたことは相当の理由があり、送信防止措置等について責任を負わない」と判断されることが期待できるような判断基準、手続により違法情報該当性を判断することが必要である。

また、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する違法情報の送信防止措置等依頼が効果的に機能するためには、依頼者であるホットラインセンターと、依頼を受けるプロバイダ及びウェブサイト等の管理者との間に信頼関係が構築されることが不可欠である。

(2) 日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等に係る情報

ア 依頼内容

ホットラインセンターにおいて違法情報該当性の判断ができる情報が日本国外のプロバイダ及びウェブサイト等に係るものである場合、国によっては、当該情報の掲載が法令違反と判断されない場合があるが、例えば、当該情報が日本語で記載されていたり、具体的な内容から、日本国内のインターネット利用者を対象に発信されていると認められるような場合においては、日本国内では違法情報となることを前提として、対象情報が掲載されている電気通信設備を管理しているプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、原則として、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。

イ　違法情報に関する対応依頼の位置付け

ホットラインセンターから、違法情報に関する対応依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者は、ホットラインセンターにおいて「違法情報に該当する」と判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。

(3)　適切な判断の確保

ホットラインセンターによる適切な違法情報該当性の判断を確保するためには、ホットラインセンターにおいて明確な判断基準に基づいて適切な手続により違法情報該当性の判断が行われることが必要である。

また、これらの判断基準、手続等について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。

2.　対象とする違法情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する「違法情報」の範囲については、インターネット上における流通が社会問題化している違法情報であって、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に違法情報該当性を判断することができる情報を対象とすることが適当である。

具体的には、

【わいせつ関連情報】

① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列（刑法第 175 条第１項）
② 児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法[8]第７条第６項）
③ 売春目的等の誘引（売春防止法第５条第３号及び第６条第２項第３号）
④ 出会い系サイト規制法[9]違反の禁止誘引行為（同法第６条）

【薬物関連情報】

⑤ 薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚醒剤、麻薬（大麻を含む。）、向精神薬、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法[10]第９条）
⑥ 規制薬物の広告（覚醒剤取締法第 20 条の２、麻薬及び向精神薬取締法第 29 条の２及び第 50 条の 18）
⑦ 指定薬物の広告（医薬品医療機器等法[11]第 76 条の５）
⑧ 指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがあるとして厚生労働大臣による広域的な広告の禁止の告示がなされた物品

8 正式名称は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」である。
9 正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」である。
10 正式名称は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」である。
11 正式名称は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」である。

（以下「指定薬物等である疑いがある物品」という。）の広告（医薬品医療機器等法第 76 条の６の２第１項及び同第３項）

⑨ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告（医薬品医療機器等法第 68 条）

【振り込め詐欺等関連情報】

⑩ 預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引（犯罪収益移転防止法[12]第 28 条第４項、第 29 条第４項及び第 30 条第４項）

⑪ 携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引（携帯電話不正利用防止法[13]第 23 条）

【不正アクセス関連情報】

⑫ 識別符号の入力を不正に要求する行為（不正アクセス禁止法[14]第７条第１号）

⑬ 不正アクセス行為を助長する行為（不正アクセス禁止法第５条）

【無登録貸金業関連情報】

⑭ 無登録貸金業者による広告（貸金業法第 11 条第２項）

【銃砲等所持関連情報】

⑮ 拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為（銃砲刀剣類所持等取締法第 32 条第７号）

【犯罪実行者募集関連情報】

⑯ 犯罪実行者の募集（職業安定法第５条の４第１項若しくは同法第 63 条第２号又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第 12 条第１項）

【違法オンラインギャンブル等関連情報】

⑰ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為（ギャンブル等依存症対策基本法第９条の２第１項第１号）

⑱ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為（ギャンブル等依存症対策基本法第９条の２第１項第２号）

を対象とする。

3. 違法情報該当性の判断基準

(1) 判断の対象

前記２に掲げる①から⑱までの違法情報については、インターネット上の流通自体が法令に違反することから、違法情報該当性の判断に際しては、基本的には、当該情報の流通が法令上の構成要件に該当するかどうかを判断するだけで足り、違法性（阻却事由）については検討する必要はない。

---

12 正式名称は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」である。

13 正式名称は、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」である。

14 正式名称は、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」である。

(2) 構成要件該当性を判断する上での判断基準

対象とする違法情報の流通が構成要件に該当するものとして、次のような場合が挙げられる。

【わいせつ関連情報】

① わいせつ電磁的記録記録媒体陳列

次のア及びイを満たす場合には、わいせつ電磁的記録記録媒体陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア わいせつ性が認められる場合

(ｱ) 性器が明確に確認できる画像又は映像（以下「画像等」という。）

又は

(ｲ) 性器部分にマスク処理が施されているが、当該マスクを容易に除去できる画像等

ただし、性器が確認できたとしても、学術・医学目的など、見る者の好色的興味に訴えることを目的としているのではないと認められる場合は、この限りではない。

イ 公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

② 児童ポルノ[15]公然陳列

次のアからウまでを満たす場合には、児童ポルノ公然陳列の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア 児童（18 歳未満）に該当する場合

(ｱ) 画像等に描写されている対象者の外見（例：陰毛がない、幼児、小学生にしか見えない）から明らかに 18 歳未満と認められる場合

又は

(ｲ) 画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報（対象者の年齢に関する情報等）、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（他の画像等の内容等）等から、18 歳未満と認められる場合

イ 児童ポルノに該当する場合

(ｱ) 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為[16]が描写されている画像等

(ｲ) 他人が児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為が描写されている画像

---

15 本ガイドラインにおける「児童ポルノ」とは、児童ポルノ法第２条の定義と同じく、実在する児童の姿態を描写したものであり、「実在しない児童」を描写したものについては、児童ポルノには該当しない。

16 性交を模して行う手淫、口淫行為、同性愛行為等をいう。

等で、性欲を興奮させ又は刺激するもの（性器等にマスク処理が施されているものも含む。）

又は

(ｳ)　衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態が描写されている画像等で、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの（性器等にマスク処理が施されているものも含む。）

ウ　公然陳列に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに情報が掲載されている場合には、公然陳列されていると判断する。

③　売春目的等の誘引

次のア又はイのいずれかの項目に掲げる要件の全てを満たす場合には、売春目的等の誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア　売春目的の誘引

(ｱ)　「ゴムあり本番、60 分３万円」等の売春を意味する表現が連絡先（電話番号等）等とともに記載されていること

(ｲ)　「メールください、都内で会える人」等、売春の相手方となるよう誘引している趣旨がうかがわれること

イ　売春周旋目的の誘引

(ｱ)　「ゴムあり本番、90 分５万円」等の売春を意味する表現が連絡先（電話番号等）等とともに記載されていること

(ｲ)　「女の子多数、チェンジあり」等の周旋目的の誘引であることを意味する表現が記載されていること、その他周旋目的の誘引である趣旨がうかがわれること

④　出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為

次の共通の要件の全て、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件の全てを満たす場合には、出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為に該当する情報と判断することができる。

(共通の要件)

○　面識のない異性との交際（以下「異性交際」という。）を希望する者を対象としていること

○　異性交際に関する情報をウェブサイトに掲載していること

○　当該情報を閲覧した異性交際希望者が、情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等により１対１の連絡ができること

ア　性交等[17]の誘引（法第６条第１号及び第２号関係）

(ｱ)　具体的な 18 歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「Ｈしたい」、「口で」、「手で」等の性交等を求める表現が記載されていること

イ　対償の供与等を示した異性交際[18]の誘引（法第６条第３号及び第４号関係）

(ｱ)　具体的な 18 歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「一緒に遊んでくれませんか」、「お茶したい」等の異性交際を求める表現が記載されていること

(ｳ)　具体的な金額の提示、「援助してあげる（ほしい）」、「お小遣いあげる（ほしい）」等の対償を供与する又は受けることを意味する表現が記載されていること

ウ　異性交際の誘引（法第６条第５号関係）[19]

(ｱ)　具体的な 18 歳未満の年齢、「女子中学生」等の児童を意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「一緒に遊んでくれませんか」、「お茶したい」等の異性交際を求める表現が記載されていること

【薬物関連情報】

⑤　薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為

次のア及びイを満たす場合には、薬物犯罪等の実行又は規制薬物の濫用の公然、あおり、又は唆しの構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア　規制薬物に該当する場合

(ｱ)　「覚醒剤」、「MDMA」、「大麻」等の表現が記載されている場合

又は

(ｲ)　「Ｓ」、「罰」、「93」等一般的に規制薬物名として用いられている表現が記載されており、かつ、当該表現が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（画像等による対象物の形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から規制薬物であることが明らかであると判断できる場合

イ　あおり、又は唆しに該当する場合不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに具体的に記載されている事項が、薬物犯罪等を実行すること、あるいは規制薬物を濫用することの決意を生じさせるような、又は既

17 性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいい、本類型においては同性愛行為を含まない。

18 性交等を除く。

19 ア又はイに該当するものを除く。

に生じている決意を助長させるような刺激を与えるものであることが明らかな場合

例）

○　密売人から規制薬物を購入する方法や注意点の記載

○　規制薬物の使用、製造、栽培方法の記載

○　規制薬物の使用量、品質の見分け方、値段、注意点、効用の記載

○　規制薬物を販売する内容及びその連絡先の電話番号、メールアドレス等の記載

○　規制薬物の効果をうたい、「一緒に気持ちよくなりませんか」等の表現での誘引

○　大麻種子を 10 粒・数千円～数万円のように販売する広告を掲載した上、対象情報が掲載されているウェブサイトに関連情報（それぞれの種子として生育する大麻の画像、品種、花穂の特徴、味、匂い）も併せて掲載

⑥　規制薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、規制薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア　規制薬物に該当する場合

⑤アに同じ。

イ　広告に該当する場合

(ｱ)　覚醒剤、麻薬（大麻を含む。）及び向精神薬の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるために薬物名、サービス、値段、取引方法等について、多くの人に知られるようにされていること

かつ

(ｲ)　医療関係者等を対象として行っているものでないことが明らかであること

⑦　指定薬物の広告

次のア及びイを満たす場合には、指定薬物の広告に該当する情報と判断することができる。

ア　指定薬物に該当する場合

(ｱ)　指定薬物名が記載されている場合、

又は

(ｲ)　指定薬物の検出例のある物品名（「RUSH miracle」、「Ash360」、「ROUTE133」等）が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

イ　広告に該当する場合

(ｱ)　指定薬物の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

かつ

(ｲ)　医薬関係者等や主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行っているものではないことが明らかであること

⑧　指定薬物等である疑いがある物品の広告

次のア及びイを満たす場合には、指定薬物等である疑いがある物品の広告に該当する情報と判断することができる。

ア　指定薬物等である疑いがある物品に該当する場合

厚生労働大臣の告示（医薬品医療機器等法第 76 条の６の２第１項及び同第３項）により指定薬物等である疑いがある物品として広告が禁止されている物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から指定薬物等である疑いがある物品に該当することが明らかであると判断できる場合

イ　広告に該当する場合

対象となっている物品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること

⑨　危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告

次のア及びイを満たす場合には、危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告に該当する情報と判断することができる。

ア　未承認医薬品に該当する場合

(ｱ)　新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物名が記載されている場合

又は

(ｲ)　新たに指定薬物に指定され、その省令が公布されてから施行されるまでの間にある当該指定薬物の検出例のある物品名が記載されており、かつ、対象情報が掲載されているウェブサイトに掲載されている他の情報（画像等による対象物の包装等のデザイン・形状、使用方法、効用、品質、値段等対象物に関する説明等）から当該指定薬物を含有することが明らかであると判断できる場合

イ　広告に該当する場合

未承認医薬品の販売等の営業活動に伴い顧客を引き寄せるための物品名、サービス、値段及び取引方法等について不特定又は多数の者に知られるようにしていること ※「危険ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、麻薬（大麻を含む。）、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法第２条第 15 項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。

【振り込め詐欺等関連情報】

⑩　預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引

次のア及びイを満たす場合には、預貯金通帳等の譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア　「通帳」、「口座」、「キャッシュカード」等の預貯金通帳等を意味する表現が記載され、又は預貯金通帳等の画像等が掲載されていること

イ　「譲渡します」、「買います」、「売ります」、「レンタルします」、「レンタルしてください」等の譲渡、譲受け等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

⑪　携帯電話等の無断有償譲渡等の勧誘・誘引

次の共通の要件、及びアからウまでのいずれかの項目に掲げる要件のすべてを満たす場合には、携帯電話等[20]の無断有償譲渡等の勧誘・誘引の構成要件に該当する情報と判断することができる。

(共通の要件)

○　「スマホ」、「携帯」、「PHS」、「プリペ」、「飛ばし」、「シム」、「SIM」、「カード」、「チップ」等、携帯電話等を意味する表現が記載され、又は携帯電話等の画像等が掲載されていること

ア　無断有償譲渡等の勧誘・誘引（法第 20 条第１項及び第２項関係）

(ｱ)　「名義変更をせずに」、「足のつかない」等の携帯音声通信事業者の承諾を得ないことを意味する表現が記載されていること、その他承諾を得ない趣旨がうかがわれること

(ｲ)　「高額」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること

(ｳ)　「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(ｴ)　譲渡等が業としてされていることがうかがわれること

[20] PHS や、いわゆる SIM カードを含むが、いわゆる白ロムや、データ通信カードは含まれない。

イ　他人名義の携帯電話等の譲渡等の勧誘・誘引（法第21条第１項及び第２項関係）

(ｱ)　「足のつかない」、「他人名義」等の他人名義のものであることを意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「買います」、「譲って下さい」、「売ります」、「譲ります」等の譲渡等の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

ウ　匿名貸与契約の勧誘・誘引（法第22条第１項関係）

(ｱ)　「身分確認不要」、「本人確認なし」等の氏名や法人の名称等を確認しないことを意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「高値」、「現金」、「安値」等の有償であることを意味する表現が記載されていること

(ｳ)　「貸します」、「レンタルします」等の貸与の相手方となるよう勧誘・誘引する表現が記載されていること

(ｴ)　勧誘・誘引が貸与業者によりなされていることがうかがわれること

【不正アクセス関連情報】

⑫　識別符号の入力を不正に要求する行為

次のア及びイを満たす場合には、ID・パスワード等の入力を不正に要求する行為（フィッシング行為をいう。）の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア　アクセス管理者へのなりすまし等が認められる場合

(ｱ)　他人が、実在する企業等アクセス管理者の名称やロゴを用いている場合のほか、これと紛らわしい名称やロゴを用いている場合

又は

(ｲ)　そのような名称やロゴが表示されていない場合であっても、表示全体のレイアウトや色遣い等のデザイン等から、通常それを見た人が、アクセス管理者のサイトであると誤認させるウェブサイトと認められる場合

イ　ID・パスワード等を入力することを求める旨の情報に該当する場合

ID及びパスワードを入力するための入力フォームが設けられている場合は、ID・パスワード等を入力することを求める旨の情報に該当すると判断する。

⑬　不正アクセス行為を助長する行為

次のアからウまでを満たす場合には、不正アクセス行為を助長する行為（他人の識別符号の提供行為）の構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア　「他人の」に該当する場合

「他人の」、「不正に入手した」等のアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者が提供していることを意味する表現が記載されている場合は、「他人の」に該当すると判断する。

イ　識別符号の提供に該当する場合

(ｱ)　メールアドレスと思料される@が含まれる文字列やアルファベット、数字、記号を組み合わせた半角英数字の文字列である等、ID・パスワードとして一般的に用いられている文字列傾向の属性を有しており

かつ

(ｲ)　ウェブサイトに掲載された記述その他の情報から総合的に判断して、識別符号に当たるものである旨を示唆している情報が記載されている場合

ウ　提供に該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに識別符号が掲載されている場合には、提供されていると判断する。

ただし、前記アからウまでの記載が確認できたとしても、アクセス管理者が提供する場合又はアクセス管理者若しくは当該識別符号の利用権者の承諾を得ている旨の記載が認められる場合は、業務その他正当な理由に該当することになるので、この限りではない。

【無登録貸金業関連情報】

⑭　無登録貸金業者による広告

次のア及びイを満たす場合には、無登録貸金業者による広告に該当する情報と判断することができる。

ア　無登録貸金業者に該当する場合

貸付け条件についての広告に貸金業登録番号の表示[21]がない、又は詐称された登録番号が表示されている場合

イ　広告に該当する場合

次のいずれかを満たす場合

(ｱ)　「キャッシングならお任せください」等の金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介を営む旨の表現が記載されていること

(ｲ)　「ご利用限度額○○万円、実質年率○%～○%、返済方法　元利均等返済、利用期間○年」等と貸付けの条件（貸付けの利率、限度額、返済方法等）に関する表示があること

(ｳ)　「おまとめローン、レディースローン受付中」、「今なら 500 万円まで大幅低金利でご融資中です！」、「即時融資断りません。今すぐメールで簡単申込み」等の貸付け契約の締結の勧誘を意味する表現があること

21 貸金業法第２条第１項第１号から第５号に掲げる「貸金業」から除外されているものを除く。

【銃砲等所持関連情報】

⑮　拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為

次のア及びエを満たす場合、又はイからエまでの全てを満たす場合には、拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆しの構成要件に該当する情報と判断することができる。

ア　拳銃等に該当する場合

次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当し、拳銃等であると明らかに判断できる情報

(ｱ)　「拳銃」、「小銃（自動小銃、突撃銃（アサルトライフル）、狙撃銃等）」、「機関銃（マシンガン）」、「砲」等の表現が認められる場合

(ｲ)　「リボルバー」、「○㎜オート」、「チャカ」、「ハジキ」、「レンコン」、「飛び道具」、「モデルガン改造」、「長物」等一般的に拳銃等を指して用いられている表現や、「トカレフ」、「マカロフ」、「ベレッタ・・」、「ワルサー・・」、「グロック・・」、「コルト・・」、「スミス＆ウェッソン・・」、「CZ・・」、「SIG・・」、「HK・・」、「FN・・」、「AK・・」、「○○式」等拳銃等の製品（型式）名や製品（型式）を指して用いられている表現が認められる場合

(ｳ)　当該ウェブサイトで他の情報（対象物の形状、使用弾丸、又は使用弾丸及び当該弾丸の発射薬等の製作方法、使用方法、威力、費用、３Ｄプリンタで製作するためのデータの掲載場所等対象物に関する説明等）から拳銃等であることが明らかであると判断できる場合

イ　拳銃等以外の銃砲等に該当する場合

次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当し、拳銃等以外の銃砲等であると明らかに判断できる情報

(ｱ)　「猟銃」、「空気銃」、「電磁石銃（コイルガン）」、「銃」、「銃砲」、「クロスボウ」等の表現が認められる場合

(ｲ)　「自作銃」、「手製銃」、「ジップガン」、「エアガンの強力化」、「自作クロスボウ」等一般的に拳銃等以外の銃砲等を指して用いられている表現や製品（型式）を指して用いられている表現が認められる場合

(ｳ)　当該ウェブサイトで他の情報（対象物の形状、使用弾丸、又は使用弾丸及び当該弾丸の発射薬等の製作方法、使用方法、威力、費用、３Ｄプリンタで製作するためのデータの掲載場所等対象物に関する説明等）から拳銃等以外の銃砲等であることが明らかであると判断できる場合

ウ　人の生命、身体若しくは財産を害する目的

拳銃等以外の銃砲等により人を殺傷することを正当化する投稿や「これを使えばこの世から相手を抹消することができます。」、「痛い目に遭わせることができます。」、「相手を街で生活できなくさせることが可能で

す。」、「タタキに使えます」等、その銃砲等により人の生命、身体又は財産を害することを意味する表現が認められる場合

エ　所持の公然、あおり、又は唆しに該当する場合

不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトでの具体的な表現事項が、拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等を所持することの決意を生じさせるような、又は既に生じている決意を助長させるような刺激を与えることが明らかな場合

例）

○　ウェブサイト上において、自作の空気銃の製造方法を解説しつつ、誰かを傷つけるための道具として銃砲等を所持する意思を生じさせるような主張を含む動画及び写真等を投稿する行為

○　外国製拳銃等を所持する者が、不特定又は多数の者が閲覧できる掲示板において、これらの拳銃等の種類、値段等や、本人の連絡先を投稿し、客を募る行為

【犯罪実行者募集関連情報】

⑯　犯罪実行者の募集

次のア又はイの場合には、犯罪実行者の募集情報と判断することができる。

ア　公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的での労働者の募集の構成要件に該当する場合

次の(ｱ)及び(ｲ)を満たす場合。ただし、(ｱ)又は(ｲ)のいずれかのみに該当する場合であっても、匿名性の高い通信手段へ人を誘引する等、当該投稿や前後の投稿内容その他関連する他の情報（アカウント名等）又は昨今の社会情勢等の事情と照らし合わせることによって、社会通念上、犯罪の実行者を募集するものと認められるときは、これに該当する。

(ｱ)　「闇バイト」、「裏バイト」、「叩き」等、違法・有害な業務であることを示唆する表現（「ホワイト案件」等実態上、違法・有害な業務であることを示唆する文言の掲載を含む。）が記載されていること

(ｲ)　「受け子」、「出し子」、「かけ子」、「運びの仕事」、「ドライバー」、「送迎」、「書類運搬」、「荷物を運ぶ仕事」等、犯罪の実行者の募集を示唆する表現が記載されていること

イ　虚偽に当たる又は誤解を生じさせるような労働者募集の表示に該当する場合

労働者の募集を行う者（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律第２条第６項に規定する特定業務委託事業者を含む。）が、インターネット等を通じて募集に関する情報を提供する場合に、「雇用しようとする者（特定受託事業者の募集を行う者を含む。）の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所（業務に従事する場所）及び賃金（報酬）」について記載がないとき

【違法オンラインギャンブル等関連情報】

⑰　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等[22]ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示[23]する行為

次のア及びイを満たす場合には、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と判断することができる。[24]

ア　違法オンラインギャンブル等を行う場を提供する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムに該当すると認められる場合

(ｱ)　違法オンラインギャンブル等をプレイすることができること、又はその旨が記載されていること

かつ

(ｲ)　違法オンラインギャンブル等のプレイに当たって出入金が必要又は可能であること、若しくはその旨や手段が記載されていること

イ　国内にある不特定の者に対して提示していると認められる場合

(ｱ)　不特定の者が当該ウェブサイト及びプログラムを閲覧できる状態となっている場合

かつ

(ｲ)　日本語に対応している場合、日本語が用いられていなくとも日本国内にある不特定の者が理解可能な態様で表示されている場合、日本からの出入金が可能である旨又は日本からの出入金が可能な決済手段が記載されている場合、金額が日本円で表記されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合

なお、ウェブサイト等に「日本国外に居住する日本人向けである」、「日本から利用することは違法である」等の記載がある場合であっても、違法性の判断に影響を及ぼさない。

⑱　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

次のア及びイを満たす場合には、インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為に該当する情報と判断することができる。

---

22 「違法オンラインギャンブル等」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるものをいう。したがって、オンライン上で、法律の定めるところにより行われる公営競技についてはこれに当たらない。

23 情報を無体物として伝達すること。

24 外国の発行したライセンスを取得するなど、国外において適法に営まれているものであっても、日本国内にある者に対してオンラインギャンブル等を行う場を提供するウェブサイト又はプログラムを提示することは違法となる。

ア　違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められる場合

下記（ｱ）から（ｴ）のいずれかに該当する場合

(ｱ)　違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等[25]又は違法オンラインギャンブル等プログラムをダウンロードできる URL 等が掲載されている場合

(ｲ)　実在する違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムの名称と、以下の例のような利用を促す又は利用が可能であることを示す表現（画像等を含む）が一体として記載されている場合

例）

○　「賭けよう」、「プレイしよう」、「始めませんか」、「登録はこちらから」、「今なら無料」、「『○○（サイト名）』で検索」、「カジノができます」、「利用可能」、「日本語対応」、「おすすめ」、「ランキング○位」、「最新オンラインカジノ」、「入金不要ボーナス」、「初回入金ボーナス」、「プレイ体験」等

(ｳ)　違法オンラインギャンブル等の無料版ウェブサイトで、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトの URL 等が掲載されるなど、違法オンラインギャンブル等ウェブサイトへの誘導がある場合

(ｴ)　上記３項目の記載等がなされているウェブサイト等のURL等が掲載されるなど、当該ウェブサイト等への誘導がある場合

なお、違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るために情報を発信する場合等、違法オンラインギャンブル等に誘導する意思がないと認められる場合は、これに該当しない。

ただし、「オンラインカジノは違法であり、この投稿は利用を勧めるものではない」等と記載されている場合であっても、当該投稿や前後の投稿内容その他関連する情報（アカウント名等）と照らし合わせることによって、違法オンラインギャンブル等に誘導する情報であると認められるときは、これに該当する。

イ　国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信していると認められる場合

(ｱ)　不特定の者が当該ウェブサイトを閲覧できる状態となっている場合

かつ

(ｲ)　日本語で記載されている場合、日本語が用いられていなくとも国内にある不特定の者が理解可能な態様で記載されている場合等、日本国内にある者を対象としていると判断できる場合

なお、誘導する情報そのものから、国内にある不特定の者に対して誘導する情報であると直接的に判断できない場合であっても、誘導の対象とな

[25] URL 等とは、短縮 URL、ハイパーリンク、QR コード等を含む。

っている違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムが、前記⑰ア及びイを満たし、国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為に該当する情報と認められる場合には、「日本国内にある不特定の者に対して誘導する情報を発信している」と認められる。

4. 違法情報該当性の判断手続

ホットラインセンターで通報を受けた場合には、当該情報に関する URL 等を確認した上で違法情報該当性の判断を行う。

プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して送信防止措置等を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

また、違法情報該当性の判断が難しい場合には、法律家や医師等の専門家に相談した上で判断する。[26]

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

5. 送信防止措置等依頼手続

(1) 依頼の相手方

ア　ウェブサイトの管理者が特定できる場合、当該ウェブサイトの管理者に対して依頼を行う。

イ　ウェブサイトの管理者が特定できない場合、又はウェブサイトの管理者により対応が行われない場合でサーバの管理者が特定できる場合には、当該サーバの管理者に対して依頼を行う。

ウ　サーバの管理者が特定できない場合、又は、サーバの管理者により対応が行われない場合、ウェブサイトが蔵置されているサーバに割り当てられている IP アドレスを割り振られている者[27]に対して依頼を行う。[28]

(2) 依頼方法

ホットラインセンターからの依頼は、原則として、電子署名付きの電子メール等信頼性が確保された形で行うものとする。

(3) 依頼文書の内容

対象情報について送信防止措置等を行うことを依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

---

26 医師への相談は、②「児童ポルノ公然陳列」における児童該当性の判断が困難な場合等に行う。

27 脚注７参照

28 電気通信事業法第６条により、プロバイダは、インターネット接続サービスの提供について、不当な差別的取扱いをしてはならず、特定のサーバに蔵置されている適法な情報を含む全ての情報について送信防止措置を行うことができる場合は相当限定されるものと考えられる。

ア　対象情報の特定

URL 等情報の所在を特定する情報及び具体的な書き込みの内容の記載その他の方法により対象情報が特定されていること

イ　違法情報該当性の判断

ホットラインセンターにおいて、「対象情報の流通が特定の法令に違反する」と判断したことに関し、①違反している法令の名称及び該当条文（禁止規定等）及び②対象情報の流通が当該法令上の構成要件に該当すると判断した理由が示されていること

(4) 書式

別添参考書式１を参照

第4.プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対する対象有害情報に関する対応依頼

1. 総論

(1) 依頼内容

対象有害情報であるとホットラインセンターにおいて判断した情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応を依頼する。

(2) 対象有害情報に関する対応依頼の位置付け

ホットラインセンターから、対象有害情報に関する対応依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者は、ホットラインセンターにおいて「対象有害情報に該当する」と判断されたことを参考にして、自らの対応を決定することとなる。

したがって、ホットラインセンターにおける「対象有害情報に該当するか否か」の判断は、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者の判断の参考となるよう適切に行われる必要がある。

(3) 適切な判断の確保

ホットラインセンターにおける「対象有害情報であるか否かの判断」が適切に行われているといえるためには、対象とする「対象有害情報」の範囲について、インターネット利用者を含む関係者の意見を聴いた上で決定されていることが重要である。

2. 対象有害情報の範囲

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対し、それぞれの利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する「対象有害情報」の範囲については、ホットラインセンターにおいて適切かつ円滑に、対象有害情報であるか否かを判断することができるものを対象とすることが適当である。

そこで、近年、インターネット上における情報の流通を契機として現実の社会において違法行為が発生した事例等を踏まえ、表現の自由等と公共の福祉とのバランスに配慮し、ホットラインセンターにおいて取り扱う対象有害情報については、インターネット上における公共の安全と秩序の維持及び人命保護の観点から、個人の生命・身体に危害を加え、違法行為を引き起こすおそれがある情報や自殺へ積極的に加担したり、自殺願望を持つ人の生命に危害を加えることとなるような次の①及び②の情報を対象とすることが適当であり、ホットラインセンターが送信防止措置等の要請を行うこともやむを得ない。

① 重要犯罪密接関連情報

② 自殺誘引等情報

3. 対象有害情報該当性を判断する上での判断基準

① 重要犯罪密接関連情報

対象有害情報のうち、重要犯罪密接関連情報としては、次に掲げるとおり、インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪（殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。）と密接に関連する「殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫」を直接的かつ明示的に誘引等する情報のほか、重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連するものとして、「拳銃等の譲渡等」、「爆発物の製造」、「臓器売買」、「人身売買」、「硫化水素ガスの製造」、「ストーカー行為等」を直接的かつ明示的に誘引等する情報が挙げられる。

なお、判断の際には、対象有害情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、慎重に判断するものとする。

ア 拳銃等の譲渡等

第３の２に規定する【銃砲等所持関連情報】に該当しない場合として、次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する場合には、拳銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお当該判断の際には、型式、性能、対価、支払方法、引渡方法等の情報を考慮するものとする。

(ｱ) 拳銃等の譲受け

次のａ及びｂを満たす場合には、拳銃等の譲渡等を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ａ 「拳銃」、「チャカ」等の拳銃等を意味する表現が記載され、又は外見上拳銃等であることがうかがわれる物の画像等が掲載されていること

ｂ 「売ってください」、「買います」等の拳銃等を譲受けることを意味する表現が記載されていること

(ｲ) 拳銃部品・拳銃実包の譲渡等

次のａ及びｂを満たす場合には、拳銃部品又は拳銃実包の譲渡等を直接かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ａ 「リボルバーのシリンダー」、「○㎜オートのマガジン」等の拳銃部品を意味する表現、「チャカの実弾」、「ハジキのマメ」等の拳銃実包を意味する表現が記載され、又は外見上拳銃部品又は拳銃実包であることがうかがわれる物の画像等が掲載されていること

ｂ 「売ります」、「買います」等の譲渡等の誘引等を意味する表現が記載されていること

イ 爆発物の製造

爆発物の製造方法が正確かつ詳細に記載されている場合、又はウェブサイト上の他の記載から爆発物の製造が可能な設計図情報が掲載されているこ

とが強く疑われる場合であって、対象情報が掲載されている電子掲示板、ウェブサイト等に掲載されている他の情報等（性能、使用目的等）から、爆発物の不正な製造を直接的かつ明示的に助長等していると認められるときは、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ウ　殺人等

次の(ｱ)及び(ｲ)を満たす場合には、殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫（以下「殺人等」という。）を直接的かつ明示的に請負等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

ただし、他人に依頼する方法によって、殺人等を請負等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

なお、当該判断の際には、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

(ｱ)　「人を殺す」、「強奪する」、「レイプする」、「火をつける」、「拉致する」「怪我をさせる」等の殺人、強盗、不同意性交等、誘拐、傷害等を意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」等の請負等を意味する表現が記載されていること

エ　臓器売買

次の(ｱ)及び(ｲ)を満たす場合には、臓器売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対価、対象物、支払方法、取引方法等の情報を考慮するものとする。

(ｱ)　「臓器」、「腎臓」等の臓器を意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「売ります」、「買います」等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

オ　人身売買

次の(ｱ)から(ｳ)を満たす場合には、人身売買を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお、当該判断の際には、対象者の年齢や精神状態、対価、内容、引渡方法等により支配状況の有無を考慮するものとする。

(ｱ)　「女」、「男」等の人を意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「家出少女」、「トラブルの引取で」、「借金のカタで」等の事実上の支配下に置かれていることがうかがわれる表現が記載されていること

(ｳ)　「売ります」、「買います」、等の売買の誘引等を意味する表現が記載されていること

カ　硫化水素ガスの製造

硫化水素ガスの製造行為自体は現行法で禁止されていないが、硫化水素ガスを製造した場合、自己以外の第三者が当該ガスを吸引し、身体の健康を害し、最悪の場合命を失う結果を多数招来していることから、硫化水素ガスの製造方法を教示し、その製造を誘引する情報は、傷害という違法行為を引き

起こす危険性が極めて高い。

したがって、次の(ｱ)及び(ｲ)を満たす場合には、硫化水素ガスの製造を直接的かつ明示的に誘引等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。ただし、化学式等の記述のみであるなど学術目的であると判断されるもの、工業的製法など一般には実現困難と判断されるものは該当しない。

なお、当該判断の際には、製造や自殺へ誘う文言、使用例、サイト名、写真等の情報を考慮するものとする。

(ｱ)　硫化水素ガスの製造方法を意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「(確実に死ねますから、) 是非実行しましょう」、「このようにして作って使えば簡単に死ねます」等の製造の誘引等を意味する表現が記載されていること

キ　ストーカー行為等

次の(ｱ)から(ｳ)までを満たす場合には、ストーカー行為等の規制等に関する法律のつきまとい等若しくは位置情報無承諾取得等によって不安を覚えさせる行為又はストーカー行為を直接的かつ明示的に請負等するものとして、重要犯罪密接関連情報と判断することができる。

なお、判断の際には、内容、連絡方法、対価、支払方法等の情報を考慮するものとする。

ただし、他人に依頼する方法によって、ストーカー行為等を誘引等する場合は、名前、住所、電話番号等により対象が特定されていることを要する。

(ｱ)　「男女間等とのトラブル」、「浮気」、「離婚」等の恋愛感情等のもつれを意味する表現が記載されていること

(ｲ)　「電話を何度もかける」、「メールを何通も送りつける」、「監視する」、「卑猥な写真を送る」、等のつきまとい等又は「GPS を取り付ける」等の位置情報無承諾取得等によって不安を覚えさせる行為を意味する表現が記載されていること

(ｳ)　「引き受ける」、「依頼する」、「一緒にしませんか」、「～してあげて」等の請負等を意味する表現が記載されていること

②　自殺誘引等情報

対象有害情報のうち、自殺誘引等情報としては、次のものが挙げられる。

なお、自殺誘引等情報として判断する際には、情報が掲載されているウェブサイト等の目的等の全体構成や周辺の情報等を踏まえた上で、真に他者の自殺を助長するような危険性がある情報か否かを慎重に判断するものとする。

また、「死にたい」、「自殺したい」等の自己の自殺願望のみに関する情報や、自殺方法の教示等の情報は、他者の生命への危害に直接つながるとはいえないため、ホットラインセンターにおいて対象とする他者の自殺を助長するような情報の範囲には含めない。

ア　自殺関与

不特定多数の者、又は「死にたい」、「自殺したい」等と自殺をほのめかし

ている者に対し、自殺の実行を「手伝う」、「請け負う」等の表現が記載されていること

イ　自殺の誘引・勧誘（集団自殺の呼び掛け等）

「一緒に死にませんか」、「本気で自殺したい人を募集しています」等、自己のみならず他者の生命に対して危害を加えることを含むような、他者の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されていること

4. 対象有害情報該当性の判断手続

ホットラインセンターにおいて通報を受けた場合には、当該情報に関する URL 等を確認した上で、対象有害情報であるか否かの判断を行う。

プロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して対応を依頼する際には、担当者の判断に加え、責任者によるチェックを経た上で行う（ダブルチェック方式）。

また、対象有害情報であるか否かの判断が難しい場合には、法律家や専門家に相談した上で判断する。[29]

なお、判断に関する記録を作成し、一定期間保存するものとする。

5. 対応の依頼手続

(1) 依頼の相手方

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続（第３の５(1)）と同じ。

(2) 依頼方法

違法情報に関する送信防止措置等依頼手続（第３の５(2)）と同じ。

(3) 依頼文書の内容

対象有害情報について、プロバイダ及びウェブサイト等の管理者と利用者との間の契約や利用に関する取決め等に基づく対応等を依頼する。

具体的な記載内容は以下のとおりである。

ア　対象有害情報の特定

URL 等情報の所在を特定する情報及び具体的な書き込みの内容の記載、その他の方法により対象有害情報が特定されていること

イ　対象有害情報に該当するか否かの判断

ホットラインセンターにおいて、「対象有害情報に該当する」と判断したことに関し、①分類の種別及び②対象有害情報の流通が当該分類に当てはまると判断した理由が示されていること

(4) 書式

別添参考書式２及び書式３を参照

[29] 法律家や専門家への相談は、拳銃等の該当性、銃砲・爆発物等の不正な製造が可能か否か、自殺の可能性や他者へ危害を加える集団自殺の実行の可能性の有無等の判断をする場合に行うことがある。

第5.本ガイドラインの見直し等

ホットラインセンターにおける対応の正当性を確保・維持するためには、対象とする違法情報の範囲、判断基準、手続等について、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等に応じて、インターネット利用者をはじめとする関係者の意見を広く聴いた上で適切に定めることが求められる。

したがって、本ガイドラインの内容、運用等については、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等に応じて適宜見直し等を行うものとする。

本ガイドラインの内容、運用等については、専門家等から構成されるホットライン運用ガイドライン検討協議会において継続的に検討を続けるものとする。

同協議会は、定期的に、本ガイドラインの運用状況、インターネット上を流通する情報をめぐる状況の変化等を踏まえて、本ガイドラインの内容、運用等について検討を行い、必要があると判断した場合には、本ガイドラインの改定その他の必要な措置を講じるものとする。

本ガイドラインの改定に当たっては、パブリックコメントを実施する等、広くインターネット利用者の意見を聴いた上で行うものとする。

(改定履歴)

(1)　平成 19 年度　改定の概要

○　違法情報

・　わいせつ物公然陳列の判断基準に「明確」という語を追加した。

・　児童ポルノ公然陳列の判断基準を法律の文言に合わせた。

（これに伴い、有害情報の類型②の具体例も同様に改めた。）

○　有害情報

・　類型①の例示に、「vi　偽造通貨の交付・収得」、「vii　臓器売買」、「viii 人身売買」、「ix 自殺関与」を追加した。

・　「i けん銃等の譲渡」について、画像の要件を削除した。また、譲り受ける場合もあることから「譲渡等」に改めた。

・　「v 殺人、傷害、脅迫、恐喝」について、対象者が特定できる場合を条件として「依頼」を追加した。

○　その他

・　「購入、買います」という表現の重複を改める等平仄を合わせる修正を行い、関係する参考条文を追加した。

(2)　平成 20 年度　改定の概要

○　違法情報

・　いわゆる「出会い系サイト規制法」が改正、施行され、同法第６条第５号の違反が追加されたことから、これに伴う修正を行った。

・　いわゆる「携帯電話不正利用防止法」が改正、施行され、いわゆる SIM カードも規制の対象になったことから、SIM カードに関する文言を追加した。
・　携帯電話等の無断有償譲渡・譲受を意味する文言として、「その他承諾を得ない趣旨がうかがわれること」を追加した。

○　有害情報
・　類型①の例示・説明に、「硫化水素ガスの製造」を追加した。

○　その他
・　【違法情報に関する送信防止措置依頼書】について、違法情報であることを明示的に伝え、削除を促す文言を追加した。
・　【公序良俗に反する情報に関する対応依頼書】について、依頼を受けた側がどのような対応を取れば良いか分かりやすくするための文言を追加した。
・　改定履歴を記載した。

(3)　平成 21 年度　改定の概要

○　違法情報
・　「規制薬物の濫用を公然、あおり、又は唆す行為」の類型について、いわゆる「麻薬特例法」に基づき、薬物犯罪等の実行及び具体的事例を追加するなどした。
・　売春防止法違反の広告に関し、判断要件の修正等を行った。
・　いわゆる「携帯電話不正利用防止法」違反に係る類型に関し、判断要件の修正等を行った。
・　違法情報全般について、運用状況等を踏まえ、表現の見直し、例示の追加等を行った。

○　有害情報
・　類型①の例示に、「わいせつ物の頒布等」を追加した。
・　類型①について、掲示板の書き込み等に誘引された電車内等における痴漢行為が社会的に話題となっており、その中でも、(集団) 痴漢行為の呼び掛けや、対象者 (被害者) を特定しての痴漢行為の呼び掛けについては、現実の犯罪行為につながるおそれが高いことから、痴漢行為を誘引等する情報を有害情報として明示することとし、例示に追加した。
・　類型②の例示に、「規制薬物の広告」を追加した。
・　有害情報全般について、運用状況等を踏まえ、表現の見直し等を行った。

○　その他
・　項目、判断要件の追加等に対応するため、項目番号を付する等体裁を変更した。

(4)　平成 24 年度　改定の概要

○　違法情報

・　不正アクセス禁止法が改正、施行され、いわゆるフィッシング行為が処罰の対象になったことから、「識別符号の入力を不正に要求する行為」を類型に追加した。

・　不正アクセス禁止法が改正、施行され、他人の識別符号の提供行為が処罰の対象になったことから、「不正アクセス行為を助長する行為」を類型に追加した。

○　有害情報

・　「①情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報」に関し、他人の識別符号を不正に取得する行為又は不正アクセス行為を助長する行為を直接的かつ明示的に誘引等するものとして「不正アクセス」を例示に追加した。

・　「②違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報」に関し、「不正アクセス行為を助長する行為」を例示に追加した。

(5)　平成 24 年度　２回目の改定の概要

○　違法情報

・　「③売春周旋目的の誘引」について、現行のガイドラインでは売春防止法第６条第２項第３号の「周旋目的の誘引」のみを対象としているが、同法第５条第３号では「売春目的の誘引」も処罰対象としていること、また電気通信事業・電気通信サービス関連団体による「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」でも対象としていることから、これを追加した。

・　「⑦預貯金通帳等の譲渡等の誘引」について、現行のガイドラインでは「誘引」のみを対象としているが、犯罪収益移転防止法第 26 条第４項では「勧誘」も禁止していること、また電気通信事業・電気通信サービス関連団体による「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」でも対象としていることから、これを追加した。

　また、平成 25 年４月１日施行の改正法により、現行の第 26 条第４項が第 27 条第４項に変更となること等から、これに合わせて記載を変更した。

・　「⑧携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引」について、現行のガイドラインでは「誘引」のみを対象としているが、携帯電話不正利用防止法第 23 条では「勧誘」も禁止していること、また電気通信事業・電気通信サービス関連団体による「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」でも対象としていることから、これを追加した。

(6)　平成 25 年度　改定の概要

○　違法情報

・　「わいせつ関連情報」に係る類型に関し、表記の修正を行った。

・　「薬物関連情報」に係る類型に関し、判断要件の修正を行った。

○　有害情報

・　類型①の「カ 殺人、傷害、脅迫、恐喝」の限定列挙について、「強盗、強姦、放火、誘拐」を追加するとともに、その判断要件の修正を行った。

(7)　平成 26 年度　改定の概要

○　違法情報

・　「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正に伴い、児童ポルノ公然陳列の判断要件等の修正を行った。

○　有害情報

・　３Ｄプリンタ銃の設計図をダウンロード等して実弾を発射することが可能なけん銃を密造した男が逮捕されたことから、銃砲の製造情報の流通が類似事案を惹起するおそれがあること、またテロ等への悪用も懸念されることから、類型①の「イ　爆発物の製造」に「３Ｄプリンタによる銃砲の製造が可能な設計図データ」を追加した。

・　スマートフォンや小型カメラ等の撮影機器の発達を背景に下着等を対象とする盗撮事案が増加しており、インターネット上の掲示板に盗撮行為を誘引する記載が多数なされていることから、類型①に下着等を対象とする「盗撮行為」を新規追加した。

・　近年ストーカー事案が増加しており、インターネット上には復讐代行と称し、元配偶者、元交際相手、好意を抱く相手等に対するつきまとい等を依頼者に代わって請け負う旨の広告が多数見受けられること等から、類型①に「ストーカー行為等」を新規追加した。

・　近年、探偵業者等が違法な手段を用いて情報収集を行い検挙されるケースが相次いでいること、探偵業者等が違法に入手した情報を基にした殺人事件が発生したこと、そして現在、インターネット上に適法な手続では入手し得ない戸籍謄本・抄本、住民票の写し等の入手（調査）を請け負い、調査結果を依頼者に販売しようとする広告が多数見受けられることから、類型①に「戸籍謄本等、住民票の写し等の情報等の違法な手段による入手」を新規追加した。

(8)　平成 26 年度　２回目の改定の概要

○　違法情報

・　近時、いわゆる危険ドラッグを吸引し自動車を運転することにより引き起こされる重大事故や乱用者が意識障害や錯乱で救急搬送されたり死亡したりする事案等が発生するなど大きな社会問題となっていること、また、

薬事法で指定薬物に指定された薬物を含む可能性がある商品が「合法ハーブ」等と称してインターネット上で公然と販売されており、青少年でも容易に購入できる状況にあることから、インターネットを通じて行われる危険ドラッグの販売に歯止めをかけるため、【薬物関連情報】の類型として「⑦指定薬物に係る広告」及び「⑧危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」を追加した。

○　有害情報

・　類型②の例示に、「ウ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」を追加した。

(9)　平成 26 年度　３回目の改定の概要

○　違法情報

・　平成 26 年 12 月 17 日の医薬品医療機器等法の施行に伴い、【薬物関連情報】の類型として、「⑧指定薬物等である疑いがある物品の広告」を追加した。

・　「⑦指定薬物の広告」及び「⑨危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」について、法律の条文に合わせて文言表記を一部変更した。

○　有害情報

・　類型②の「ウ 危険ドラッグに係る未承認医薬品の広告」について、法律の条文に合わせて文言表記を一部変更した。

(10)　平成 27 年度　改定の概要

○　違法情報

・　スマホアプリの通報受付に伴い、対象情報の特定方法を「URL 等情報の所在を特定する情報」に変更した。

○　その他

・　スマホアプリの通報受付に伴い、「プロバイダや電子掲示板の管理者等」を「プロバイダ及びウェブサイト等の管理者」に変更した。

・　用語説明から「電子掲示板」、「電子掲示板の管理者」、「電子掲示板の管理者等」を削除、「ウェブサイト」、「ウェブサイト等の管理者」を追加した。

(11)　平成 28 年度　改定の概要

○　有害情報

・　警察庁の業務委託範囲の変更に伴い、有害情報に係る部分をガイドラインから削除した。

(12)　平成 29 年度　改定の概要

○　自殺誘引等情報

・　警察庁の業務委託範囲の変更に伴い、自殺誘引等情報に係る部分をガイドラインに追加した。

(13)　令和４年度　改定の概要

○　重要犯罪密接関連情報

・　重要犯罪密接関連情報に対する対策の強化が求められたことから、重要犯罪密接関連情報に係る部分をガイドラインに追加した。

(14)　令和５年度　改定の概要

○　犯罪実行者募集情報

・　犯罪実行者募集情報の排除に向けた対策の強化が求められたことから、重要犯罪密接関連情報の一類型として犯罪実行者募集情報をガイドラインに追加した。

○　重要犯罪密接関連情報

・　類型ウ「殺人等」の判断基準について、刑法の改正に伴い、文言表記を一部変更した。

(15)　令和６年度　改定の概要

○　違法情報

・　無登録貸金業者による広告の排除に向けた対策の強化が求められたことから、【無登録貸金業関連情報】「⑭無登録貸金業者による広告」を追加した。

・　銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、銃砲等を所持した罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆す行為が処罰の対象となったことから、【銃砲等所持関連情報】「⑮拳銃等又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的での拳銃等以外の銃砲等の所持を、公然、あおり、又は唆す行為」を追加した。

・　大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の改正に伴い、大麻取締法の名称が廃止され、同法に規定されていた「大麻等」が麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」に位置づけられることになったことから、ガイドラインの文言表記を一部変更した。

・　重要犯罪密接関連情報の類型であった「犯罪実行者の募集」について、令和６年 12 月に開催された「犯罪対策閣僚会議」において決定した「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」に基づき、違法情報（職業安定法違反等）の類型とした。

○　重要犯罪密接関連情報

・　違法情報に【銃砲等所持関連情報】を追加したことに伴い、「拳銃等の譲渡等」については、判断基準を変更（「拳銃の譲受け」、「拳銃部品・拳銃実

包の譲渡等」に限定）し、また「爆発物・銃砲等の製造」については類型名称を「爆発物の製造」に変更した。

(16)　令和７年度　改定の概要

○　違法情報

・　ギャンブル等依存症対策基本法が一部改正され、オンラインカジノを含む違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するウェブサイト又はプログラムを提示する行為やインターネットを利用して違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為が禁止されたことに伴い、【違法オンラインギャンブル等関連情報】「⑰ 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為」「⑱ インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為」を追加した。

第6.プロバイダ及びウェブサイト等の管理者による対応が任意であること

ホットラインセンターからプロバイダ及びウェブサイト等の管理者に対して行われる依頼については、法的な根拠に基づくものではないため、依頼を受けたプロバイダ及びウェブサイト等の管理者において対応を行うか否かは任意であり、対応を行わなかったことのみを理由として法的責任を問われることはない。

ただし、ホットラインセンター設立の趣旨等に照らして適切な対応を行うことが社会的に期待されるところである。

＜参考書式 1＞

違法情報に関する送信防止措置等依頼書

整　理　番　号
年　　月　　日

［プロバイダ又はウェブサイト等の管理者の名称］御中

インターネット・ホットラインセンター
連絡先（e-mail アドレス）
担当者氏名
確認者氏名

【違法情報】の通知書兼送信防止措置等依頼書

下記のとおり刑事処分の対象となる違法な情報が掲載されていますので、
あなたに対して当該情報の送信を防止する措置その他の適切な措置を講じるよう依頼します。

記

掲載されている場所		ＵＲＬ： その他情報の特定に必要な情報：（ウェブサイトの名称、ウェブサイト内の書き込み場所、日付、ファイル名等）
掲載されている情報		例）明らかに１８歳未満と認められる少女の性交が描写された画像が「○○小学校３年生女子」との書き込みとともに掲載。
違法情報該当性の判断理由等	違反する法令名等	例）児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ法）第７条第６項
	上記法令の構成要件に該当すると判断した理由	例）画像等に描写されている対象者の外見に加え、附随する情報（対象者の年齢に関する情報等）、対象情報が掲載されているウェブサイトの他の情報（他の画像等の内容）等から、明らかに１８歳未満と認められる対象者を相手方とする又は対象者による性交又は性交類似行為が描写されている画像等が、不特定又は多数の者が閲覧できるウェブサイトに掲載されていることから、児童ポルノ公然陳列に該当すると判断します。

※本通知に関する問合せは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト（https://www.internethotline.jp/）の問合せフォームから行うことができます。

＜参考書式 2＞

自殺誘引等情報に関する対応依頼書

整 理 番 号
年　月　日

［プロバイダ又はウェブサイト等の管理者の名称］ 御中

インターネット・ホットラインセンター
連絡先（e-mail アドレス）
担当者氏名
確認者氏名

自殺誘引等情報に関する対応依頼書

下記のとおり自殺誘引等情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約、利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所		ＵＲＬ： その他情報の特定に必要な情報：（ウェブサイトの名称、ウェブサイト内の書き込み場所、日付、ファイル名等）
掲載されている情報		例）「一緒に死んでくれる方を募集します」との書き込みが掲載。
他者の自殺を助長するような情報か否かの判断理由等	分類の種類	ホットライン運用ガイドライン 第４　3.　自殺誘引等情報 類型②　　自殺の誘引・勧誘（集団自殺の呼びかけ等）
	上記分類にあてはまると判断した理由	例）上記ウェブサイトにおいて、「一緒に死んでくれる方を募集します」等、他者の生命に対する危害につながる可能性が高い表現が記載されていることから、自殺誘引等情報に該当すると判断いたします。

※本通知に関する問合せは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト（https://www.internethotline.jp/）の問合せフォームから行うことができます。

＜参考書式３＞

重要犯罪密接関連情報に関する対応依頼書

整 理 番 号
年　月　日

［プロバイダ又はウェブサイト等の管理者の名称］ 御中

インターネット・ホットラインセンター
連絡先（e-mail アドレス）
担当者氏名
確認者氏名

重要犯罪密接関連情報に関する対応依頼書

下記のとおり重要犯罪密接関連情報が掲載されていますので、あなたに対して当該情報について送信を防止する措置等の自主的対応や利用者との間の契約、利用に関する取決め等に基づく対応を依頼します。

記

掲載されている場所		ＵＲＬ： その他情報の特定に必要な情報：（ウェブサイトの名称、ウェブサイト内の書き込み場所、日付、ファイル名等）
掲載されている情報		例）爆発物の不正製造に関する書き込み
重要犯罪密接関連情報か否かの判断理由等	分類の種類	ホットライン運用ガイドライン 第４　３．重要犯罪密接関連情報 類型　　爆発物の製造
	上記分類にあてはまると判断した理由	例）上記ウェブサイトにおいて、「大量殺人に使える爆弾の作り方を解説します。」等、個人の生命・身体に危害を加える可能性が高い情報に関する表現が記載されていることから、重要犯罪密接関連情報に該当すると判断いたします。

※本通知に関する問合せは、上記の e-mail アドレス又は当センターのウェブサイト（https://www.internethotline.jp/）の問合せフォームから行うことができます。

＜関係条文＞

（刑法）

第百八条　放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

第百九条　放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

２　前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

第百十条　放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

２　前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

第百十三条　第百八条又は第百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第百七十五条　わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は拘禁刑及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

２　有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする。

第百七十六条　次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一　暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

二　心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

三　アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四　睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五　同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六　予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七　虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八　経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

２　行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

３　十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第百七十七条　前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第百七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

２　行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

３　十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第百九十九条　人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の拘禁刑に処する。

第二百二条　人を教唆し若しくは幇助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の拘禁刑に処する。

第二百四条　人の身体を傷害した者は、十五年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百二十条　不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

第二百二十二条　生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

２　親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

第二百二十四条　未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

第二百二十五条　営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

第二百二十五条の二　近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の拘禁刑に処する。

２　人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

第二百二十六条　所在国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

第二百二十六条の二　人を買い受けた者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

２　未成年者を買い受けた者は、三月以上七年以下の拘禁刑に処する。

３　営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買い受けた者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

４　人を売り渡した者も、前項と同様とする。

５　所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以上の有期拘禁刑に処する。

第二百二十八条の三　第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

第二百三十五条　他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百三十六条　暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期拘禁刑に処する。

２　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第二百三十七条　強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百三十九条　人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

第二百四十一条　強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が第百七十七条の罪（第百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。）若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は同条の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の拘禁刑に処する。

２　前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減軽することができる。ただし、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除する。
３　第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期拘禁刑に処する。
第二百四十六条　人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。
２　前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。
第二百四十六条の二　前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の拘禁刑に処する。
第二百五十六条　盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の拘禁刑に処する。
２　前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあっせんをした者は、十年以下の拘禁刑及び五十万円以下の罰金に処する。

（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）

第二条　この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。
２　（略）
３　この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
一　児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
二　他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
三　衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に児童の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの
第七条
１～５　（略）

６　児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

７・８　（略）

（売春防止法）

第五条　売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

第六条　売春の周旋をした者は、二年以下の拘禁刑又は五万円以下の罰金に処する。

２　売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の処罰も、前項と同様とする。

一・二（略）

三　広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　児童　十八歳に満たない者をいう。

二　インターネット異性紹介事業　異性交際（面識のない異性との交際をいう。以下同じ。）を希望する者（以下「異性交際希望者」という。）の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう。

三　インターネット異性紹介事業者　インターネット異性紹介事業を行う者をいう。

四　（略）

第六条　何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為（以下「禁止誘引行為」という。）をしてはならない。

一　児童を性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、他人の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは他人に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）の相手方となるように誘引すること。

二　人（児童を除く。第五号において同じ。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。

三　対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。次号において同じ。）の相手方となるように誘引すること。

四　対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

五　前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

第三十三条　第六条（第五号を除く。）の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

（国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律）

第二条　この法律において「規制薬物」とは、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬、あへん法に規定するあへん及びけしがら並びに覚醒剤取締法に規定する覚醒剤をいう。

第九条　薬物犯罪（前条及びこの条の罪を除く。）、第六条の罪若しくは第七条の罪を実行すること又は規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（覚醒剤取締法）

第二十条の二　覚醒剤に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

第四十一条　覚醒剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第四十一条の五第一項第二号に該当する者を除く。）は、一年以上の有期拘禁刑に処する。

２　営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の拘禁刑に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の拘禁刑及び一千万円以下の罰金に処する。

第四十一条の二　覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第四十二条第五号に該当する者を除く。）は、十年以下の拘禁刑に処する。

２　営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の三　次の各号の一に該当する者は、十年以下の拘禁刑に処する。

一　第十九条（使用の禁止）の規定に違反した者

二　第二十条第二項又は第三項（他人の診療以外の目的でする施用等の制限又は中毒の緩和若しくは治療のための施用等の制限）の規定に違反した者

三　第三十条の六（輸入及び輸出の制限及び禁止）の規定に違反した者

四　第三十条の八（製造の禁止）の規定に違反した者

２　営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

第四十一条の五　次の各号の一に該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 ～ 二　（略）

三　第二十条の二（広告の制限）の規定に違反した者

四　（略）

２　（略）第四十一条の六　第四十一条第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。第四十一条の七　第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項（同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の九　情を知つて、第四十一条第一項又は第二項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料(覚醒剤原料を除く。)を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十　情を知つて、第四十一条の三第一項第三号若しくは第四号又は第二項(同条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。)の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料を提供し、又は運搬した者は、五年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十一　第四十一条の二の罪に当たる覚醒剤の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

第四十一条の十三　第三十条の九第一項(譲渡及び譲受の制限及び禁止)の規定により禁止される覚醒剤原料の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の拘禁刑に処する。

（麻薬及び向精神薬取締法）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　麻薬　別表第一に掲げる物及び大麻をいう。

一の二　大麻　大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第百二十四号)第二条第二項に規定する大麻をいう。

第二十九条の二　麻薬に関する広告は、何人も、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この条において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、行つてはならない。

第五十条の十八　第十九条の二の規定は向精神薬輸出業者について、第二十九条の二の規定は向精神薬に関する広告について準用する。この場合において、第十九条の二中「麻薬」とあるのは、「向精神薬」と読み替えるものとする。

第六十四条　ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期拘禁刑に処する。

２　営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の拘禁刑に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の拘禁刑及び千万円以下の罰金に処する。

第六十四条の二　ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

２　営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期拘禁刑に処し、又は情状により一年以上の有期拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

第六十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 ～ 五　（略）

六　第二十九条の二の規定に違反したとき。

七　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

第二条　この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

１～１４　　（略）

１５　この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法（昭和二十九年法律第七十一号）に規定するあへん及びけしがらを除く。）として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

第六十八条　何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の二十三第一項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の承認又は第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

第七十二条の五　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十六条第一項又は第六十八条の規定に違反した者に対して、その行為の中止、その行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置をとるべきことを命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

一　当該違反行為をした者

二　当該違反行為をした者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三　当該違反行為をした者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四　当該違反行為をした者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十六条第一項又は第六十八条の規定に違反する広告（次条において「特定違法広告」という。）である特定電気通信（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）による情報の送信があるときは、特定電気通信役務

提供者(同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

第七十六条の五　指定薬物については、医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として指定薬物を医療等の用途に使用する者を対象として行う場合を除き、何人も、その広告を行つてはならない。

第七十六条の六　厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定薬物又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を発見した場合において、保健衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該物品を貯蔵し、若しくは陳列している者又は製造し、輸入し、販売し、若しくは授与した者に対して、当該物品が指定薬物であるかどうか及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあつては、当該物品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうかについて、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定する者の検査を受けるべきことを命ずることができる。

2　前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、同項の検査を受けるべきことを命ぜられた者に対し、同項の検査を受け、第四項前段、第六項(第一号に係る部分に限る。)又は第七項の規定による通知を受けるまでの間は、当該物品及びこれと同一の物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告してはならない旨を併せて命ずることができる。

3　都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、当該物品が次条第一項の規定による禁止に係る物品であるときは、当該都道府県知事は、併せて、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

5　都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に対して、当該検査の結果を報告しなければならない。

６　厚生労働大臣は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したとき又は前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該物品について第二条第十五項の指定をし、又は同項の指定をしない旨を決定し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して、その旨（第一号に掲げる場合にあつては、当該検査の結果及びその旨）を通知しなければならない。

一　厚生労働大臣又は厚生労働大臣の指定する者が当該検査を行つた場合、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者

二　都道府県知事又は都道府県知事の指定する者が当該検査を行つた場合、都道府県知事

７　都道府県知事は、厚生労働大臣から前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る検査を受けるべきことを命ぜられた者に対して、当該検査の結果及び当該通知の内容を通知しなければならない。

第七十六条の六の二　厚生労働大臣は、前条第二項の規定による命令をしたとき又は同条第三項の規定による報告を受けたときにおいて、当該命令又は当該報告に係る命令に係る物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装その他厚生労働省令で定める事項からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。

２　厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき（同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。）又は同条第六項の規定により第二条第十五項の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、当該禁止を解除するものとする。

３　第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行う。

第七十六条の七の二　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反した者に対して、同条第二項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

３　厚生労働大臣又は都道府県知事は、第七十六条の五の規定又は第七十六条の六第二項の規定による命令若しくは第七十六条の六の二第一項の規定による禁止に違反する広告(次条において「指定薬物等に係る違法広告」という。)である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

第七十六条の七の三　特定電気通信役務提供者は、前条第三項の規定による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六条の八　厚生労働大臣又は都道府県知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、指定薬物若しくはその疑いがある物品若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している者又は指定薬物若しくはこれらの物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、貯蔵し、陳列し、若しくは広告した者に対して、必要な報告をさせ、又は当該職員に、これらの者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは指定薬物若しくはこれらの物品を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

２　（略）

第八十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～四　（略）

五　第六十八条の規定に違反した者

六　第七十二条の五第一項の規定による命令に違反した者

七～八　（略）

九　第七十六条の五の規定に違反した者

十　第七十六条の七の二第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 ～ 二十五　（略）

二十六　第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

二十七　（略）

２　（略）

（犯罪による収益の移転防止に関する法律）

第二十八条　他人になりすまして特定事業者（第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。以下この条において同じ。）との間における預貯金契約（別表第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報その他特定事業者との間における預貯金契約に係る役務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下この条において「預貯金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

２　相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

３　業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

４　第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第二十九条　他人になりすまして第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項において「資金移動業者」という。）との間における為替取引により送金をし若しくは送金を受け取ること又はこれらを第三者にさせることを目的として、当該為替取引に係る送金の受取用のカード、送金又はその受取に必要な情報その他資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に必要なものとして政令で定めるもの（以下「為替取引カード等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とする。

２　相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同項と同様とする。通常の商取

引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、為替取引カード等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とする。

３　業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

４　第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

第三十条　他人になりすまして第二条第二項第三十二号に掲げる特定事業者（以下この項において「暗号資産交換業者」という。）との間における暗号資産交換契約（資金決済に関する法律第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。）に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、暗号資産交換業者において暗号資産交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報（以下この条において「暗号資産交換用情報」という。）の提供を受けた者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

２　相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に暗号資産交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、暗号資産交換用情報を提供した者も、同様とする。

３　業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

４　第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律）

第五条　携帯音声通信事業者は、通話可能端末設備又は契約者特定記録媒体（以下「通話可能端末設備等」という。）の譲渡その他の携帯音声通信役務の提供を受ける者としての役務提供契約上の地位の承継に基づき、契約者の名義を変更するに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法により、当該変更により新たに当該役務提供契約に基づく携帯音声通信役務の提供を受けようとする者（以下「譲受人等」という。）について、

譲受人等の本人特定事項の確認(以下「譲渡時本人確認」という。)を行わなければならない。

２　(略)

第七条　契約者は、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡しようとする場合には、親族又は生計を同じくしている者に対し譲渡する場合を除き、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならない。

２　携帯音声通信事業者は、譲受人等につき譲渡時本人確認を行った後又は前条第一項の規定により媒介業者等が譲渡時本人確認を行った後でなければ、前項に規定する承諾をしてはならない。

第十条　通話可能端末設備等を有償で貸与することを業とする者(以下「貸与業者」という。)は、通話可能端末設備等を有償で貸与する契約(以下「貸与契約」という。)を締結するに際しては、当該貸与契約を締結しようとする相手方(以下「貸与の相手方」という。)について、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、運転免許証の提示を受ける方法その他の総務省令で定める方法によるそれぞれ当該各号に定める事項(以下「貸与時本人特定事項」という。)の確認(以下「貸与時本人確認」という。)を行わずに、通話可能端末設備等を貸与の相手方に交付してはならない。

一　自然人　氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものにあっては、総務省令で定める事項)及び生年月日

二　法人　名称及び本店又は主たる事務所の所在地

２　(略)

第二十条　第七条第一項の規定に違反して、業として有償で通話可能端末設備等を譲渡した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　相手方が第七条第一項の規定に違反していることの情を知って、業として有償で当該違反に係る通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。

第二十一条　自己が契約者となっていない役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡した者は、五十万円以下の罰金に処する。

２　相手方が通話可能端末設備等に係る役務提供契約の契約者となっていないことの情を知って、その者から当該通話可能端末設備等を譲り受けた者も、前項と同様とする。

３　業として第一項又は前項の罪に当たる行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反して通話可能端末設備等を交付した者

二　第十条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反して貸与時本人確認記録を作成せず、又は虚偽の貸与時本人確認記録を作成した者

三　第十条第二項において準用する第四条第二項の規定に違反して貸与時本人確認記録を保存しなかった者

２　相手方が第十条第一項又は同条第二項において準用する第三条第二項の規定に違反していることの情を知って、当該違反に係る通話可能端末設備等の交付を受けた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第二十条、第二十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項第一号の罪に当たる行為の相手方となるよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者は、五十万円以下の罰金に処する。

（不正アクセス行為の禁止等に関する法律）

第二条

１～３　（略）

４　この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二　アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てするものを除く。次号において同じ。）

三　電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電

子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

第三条　何人も、不正アクセス行為をしてはならない。

第四条　何人も、不正アクセス行為（第二条第四項第一号に該当するものに限る第六条及び第十二条第二号において同じ。）の用に供する目的で、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を取得してはならない。

第五条　何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、当該アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に提供してはならない。

第六条　何人も、不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得されたアクセス制御機能に係る他人の識別符号を保管してはならない。

第七条　何人も、アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者になりすまし、その他当該アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、当該アクセス管理者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

一　当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為

二　当該アクセス管理者が当該アクセス制御機能に係る識別符号を付された利用権者に対し当該識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により当該利用権者に送信する行為

第十一条　第三条の規定に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定に違反した者

二　第五条の規定に違反して、相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知ってアクセス制御機能に係る他人の識別符号を提供した者

三　第六条の規定に違反した者

四　第七条の規定に違反した者

五　第九条第三項の規定に違反した者

第十三条　第五条の規定に違反した者(前条第二号に該当する者を除く。)は、三十万円以下の罰金に処する。

(貸金業法)

第二条　この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　国又は地方公共団体が行うもの

二　貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

三　物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

四　事業者がその従業者に対して行うもの

五　前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

２　この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

３　この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

４～23　(略)

第三条　貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

２　前項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

３　第一項の登録のうち内閣総理大臣の登録を受けようとする者は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を、前項の登録の更新のうち内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、政令の定めるところにより手数料を、それぞれ納めなければならない。

第四条　前条第一項の登録を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければ

ならない。
一　商号、名称又は氏名及び住所
二　法人(人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節、第二十四条の六の六第一項第一号、第二十四条の二十七第一項第三号及び第三十一条第八号において同じ。)である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。第二十四条の六の四第二項及び次章から第三章の三までを除き、以下同じ。)の氏名、商号又は名称及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
三　個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
四　未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、商号又は名称
五　営業所又は事務所の名称及び所在地
六　営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者(第二十四条の二十五第一項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。)の氏名及び登録番号
七　その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるもの
八　業務の種類及び方法
九　他に事業を行つているときは、その事業の種類
２　（略）
第五条　内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次の各号に掲げる事項を貸金業者登録簿に登録しなければならない。
一　前条第一項各号に掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号
２　内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
第十一条　第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。
２　第三条第一項の登録を受けない者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一　貸金業を営む旨の表示又は広告をすること。
二　貸金業を営む目的をもつて、貸付けの契約の締結について勧誘をすること。
３　貸金業者は、貸金業者登録簿に登録された営業所又は事務所以外の営業所又は事務所を設置して貸金業を営んではならない。
第四十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは

三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一　不正の手段によつて第三条第一項の登録を受けた者
二　第十一条第一項の規定に違反した者
三　第十二条の規定に違反した者
第四十七条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第六号又は第七号に該当する者から信用情報の提供を受けた者も、同様とする。
一　第四条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
二　第十一条第二項又は第三項の規定に違反した者
三～七　（略）
２　（略）

（銃砲刀剣類所持等取締法）

第二条　この法律において「銃砲」とは、拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）をいう。
第三条　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲若しくはクロスボウ（引いた弦を固定し、これを解放することによつて矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類を所持してはならない。
第三条の七　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃等（第三条第一項第六号に規定する銃砲に該当するものを除く。以下この条及び第三条の十において同じ。）を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。
一　第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当して拳銃等を所持する者が、その職務のため、同号に掲げる場合に該当して当該拳銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該拳銃等の所持の許可を受けた者に当該拳銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合
二　第三条第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃等を所持する者が、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該拳銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該拳銃等の所持の許可を受けた者に当該拳銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合

三　第三条第一項第七号に掲げる場合に該当して拳銃等を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第二号の二に掲げる場合に該当して当該拳銃等を所持することができる者又は第四条の規定による当該拳銃等の所持の許可を受けた者に当該拳銃等を譲り渡し、又は貸し付ける場合

第三条の八　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃部品を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

一　第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当して当該拳銃部品を所持することができる者に当該拳銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

二　第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該拳銃部品を所持することができる者に当該拳銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

三　第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して当該拳銃部品を所持することができる者に当該拳銃部品を譲り渡し、又は貸し付ける場合

第三条の九　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃実包を譲り渡してはならない。

一　第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して当該拳銃実包を所持することができる者又は火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け若しくは同項各号(第四号を除く。)に掲げる場合に該当して当該拳銃実包を譲り受けることができる者(以下「火薬類譲受け許可者等」という。)に当該拳銃実包を譲り渡す場合

二　第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して当該拳銃実包を所持することができる者又は火薬類譲受け許可者等に当該拳銃実包を譲り渡す場合

三　火薬類取締法第十七条第一項の許可を受け又は同項第一号若しくは第二号に掲げる場合に該当して拳銃実包を譲り渡すことができる者(以下「火薬類譲渡し許可者等」という。)が、その譲り渡すことができる拳銃実包を譲り渡す場合

第三条の十　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃等を譲り受け、又は借り受けてはならない。

一　第三条第一項第二号の二に掲げる場合に該当して拳銃等を所持することが

できる者が、その職務のため、同号、同項第三号又は同項第七号に掲げる場合に該当して拳銃等を所持する者から当該所持することができる拳銃等を譲り受け、又は借り受ける場合

二　第四条の規定による拳銃等の所持の許可を受けた者が、第三条第一項第二号の二、第三号又は第七号に掲げる場合に該当して拳銃等を所持する者から当該許可に係る拳銃等を譲り受け、又は借り受ける場合

第三条の十一　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃部品を譲り受け、又は借り受けてはならない。

一　第三条の二第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持することができる者が、その職務のため、同号、同項第四号又は同項第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者から当該所持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

二　第三条の二第一項第四号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持することができる者が、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者から当該所持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

三　第三条の二第一項第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持することができる者が、同号に規定する業務のため、同項第三号、第四号又は第六号に掲げる場合に該当して拳銃部品を所持する者から当該所持することができる拳銃部品を譲り受け、又は借り受ける場合

第三条の十二　何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、拳銃実包を譲り受けてはならない。

一　第三条の三第一項第三号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、その職務のため、同号から同項第八号まで若しくは同項第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受ける場合

二　第三条の三第一項第四号から第八号まで又は第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持することができる者が、同項第三号から第八号まで若しくは第十号に掲げる場合に該当して拳銃実包を所持する者又は火薬類譲渡し許可者等から当該所持することができる拳銃実包を譲り受ける場合

三　火薬類譲受け許可者等が、その譲り受けることができる拳銃実包を譲り受ける場合

第三十一条の三　第三条第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反して銃砲等（拳銃等を除く。以下この項、第三十一条の五及び第三十一条の六において同じ。）を所持したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処す

る。この場合において、当該拳銃等及び銃砲等の合計数が二以上であるときは、一年以上十五年以下の拘禁刑に処する。

第三十一条の四　第三条の七又は第三条の十の規定に違反したときには、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

２　営利の目的で前項の違反行為をした者は、三年以上の有期拘禁刑又は三年以上の有期拘禁刑及び一千万円以下の罰金に処する。

３　（略）

第三十一条の九　第三条の九又は第三条の十二の規定に違反したときには、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

２　営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の拘禁刑又は七年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

３　（略）

第三十一条の十五　第三条の七及び第三条の十の規定により禁止される拳銃等の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をしたときには、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三年以下の拘禁刑及び百万円以下の罰金に処する。

第三十一条の十六　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第三条の八又は第三条の十一の規定に違反したとき。

四・五　（略）

第三十一条の十八　第三条の九及び第三条の十二の規定により禁止される拳銃実包の譲渡しと譲受けの周旋をしたときには、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第三条の八及び第三条の十一の規定により禁止される拳銃部品の譲渡しと譲受け又は貸付けと借受けの周旋をしたとき。

二 ～ 六（略）

七　第三十一条の三の罪に当たる行為を、公然、あおり、又は唆したとき

（爆発物取締罰則）

第三条　第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所

持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第四条　第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ拘禁刑ニ処ス

第五条　第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ拘禁刑ニ処ス

（武器等製造法）

第二条　この法律において「武器」とは、次に掲げる物をいう。

一　銃砲(産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。)

二　銃砲弾(銃砲用のものをいい、発光又は発煙のために使用されるものを含み、クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成二十一年法律第八十五号)第二条第一項に規定するクラスター弾等(次号において「クラスター弾等」という。)を除く。以下同じ。)

三　爆発物(破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、かつ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾、対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律(平成十年法律第百十六号)第二条に規定する対人地雷及びクラスター弾等を除く。以下同じ。)

四　爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの

五　前各号に掲げる物に類する機械器具であつて、政令で定めるもの

六　専ら前各号に掲げる物に使用される部品であつて、政令で定めるもの

２　（略）

第三条　武器の製造（改造及び修理を含む。以下同じ。）の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条　武器の製造は、前条の許可を受けた者（以下「武器製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他経済産業省令で定める場合において、経済産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第三十一条　第四条の規定に違反して銃砲を製造した者は、三年以上の有期拘禁刑に処する。

２　営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期拘禁刑又は無期若しくは五年以上の有期拘禁刑及び三千万円以下の罰金に処する。

３　前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の二　第四条の規定に違反して銃砲弾を製造した者は、七年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

２　営利の目的で前項の違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑又は十年以下の拘禁刑及び五百万円以下の罰金に処する。

（臓器の移植に関する法律）

第十一条　何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

２　何人も、移植術に使用されるための臓器の提供を受けること若しくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

３　何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあっせんをすること若しくはあっせんをしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

４　何人も、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けることのあっせんを受けること若しくはあっせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

５　何人も、臓器が前各項の規定のいずれかに違反する行為に係るものであることを知って、当該臓器を摘出し、又は移植術に使用してはならない。

６　第一項から第四項までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存若しくは移送又は移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器を提供すること若しくはその提供を受けること又はそれらのあっせんをすることに関して通常必要であると認められるものは、含まれない。

第二十条　第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

第二条　この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一　つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他

その現に所在する場所若しくは通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五　電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

２　前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

一　電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。)の送信を行うこと。

二　前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

３　この法律において「位置情報無承諾取得等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位

置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

二　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

４　この法律において「ストーカー行為」とは、同一の者に対し、つきまとい等（第一項第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）又は位置情報無承諾取得等を反復してすることをいう。

第三条　何人も、つきまとい等又は位置情報無承諾取得等をして、その相手方に身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせてはならない。

第十八条　ストーカー行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）

第十条　犯罪収益等（公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次条において同じ。）の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、十年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四条第一項又は第五条第一項の罪の未遂罪の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の発生の原因につき事実を仮装した者も、同様とする。

２　前項の罪の未遂は、罰する。

３　第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十一条　情を知って、犯罪収益等を収受した者は、七年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを収受した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを収受した者は、この限りでない。

（職業安定法）

第五条の四　公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者、募集情報等提供事業を行う者並びに労働者供給事業者は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法(以下この条において「広告等」という。)により求人若しくは労働者の募集に関する情報又は求職者若しくは労働者になろうとする者に関する情報その他厚生労働省令で定める情報(第三項において「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

②、③（略）

第六十三条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一　～　八　（略）

九　虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

十　（略）

（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）

第十二条　特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、

文書の掲出又は頒布その他厚生労働省令で定める方法(次項において「広告等」という。)により、その行う業務委託に係る特定受託事業者の募集に関する情報(業務の内容その他の就業に関する事項として政令で定める事項に係るものに限る。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

２　（略）

（ギャンブル等依存症対策基本法）

第九条の二　インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを提示する行為

二　インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する情報を発信する行為

２　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　違法オンラインギャンブル等　ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

二　違法オンラインギャンブル等ウェブサイト　ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

三　違法オンラインギャンブル等プログラム　プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

以上